

坂戸市都市計画審議会 議事録

| | | |
|-----------------|---|---|
| 開催日時 | 令和4年11月4日（金） 午後1時00分開会・午後2時33分閉会 | |
| 開催場所 | 坂戸市役所201会議室 | |
| 会長の氏名 | 尾崎 晴男 | |
| 出席者（委員）の氏名・出席者数 | 森田 修平委員 桐生 賢太委員 尾崎 晴男委員 中川 周三委員 新井 文雄委員 加藤 則夫委員 小澤 弘委員 | 森田 文明委員 石井 寛委員 吉岡 一成委員 新井 誠委員（代理：西入間警察署交通課 山口課長） 堀口 郁子委員 橋本 昌史委員 小堺 寿代委員 14名出席 |
| 欠席者（委員）の氏名・欠席者数 | 柳下 正和委員 1名欠席 | |
| 事務局職員の職・氏名 | 都市整備部部长 鷺谷 久芳 都市整備部次長兼北坂戸地区まちづくり推進室室長 佐藤 健一 都市整備部副参与 細田 英之 都市計画課課長 林 洋司 道路河川課課長 石井 秀樹 都市計画課課長補佐 立川 勝浩 北坂戸地区まちづくり推進室室長補佐 川島 豪 都市計画課係長 松本 哲雄 都市計画課主任 曾我 誠博 | |
| 会議次第 | 1 開会 2 挨拶 3 協議事項 (1) 会長の選挙について (2) 席次を定めることについて (3) 常務委員会の委員選出について 4 指名事項 (1) 会長職務代理者の指名 (2) 会議録署名委員の指名 5 諮問事項 (1) 坂戸都市計画道路の変更（坂戸市決定） (2) 坂戸都市計画生産緑地地区の変更（坂戸市決定） (3) 特定生産緑地の指定について 6 報告事項 (1) 北坂戸地区まち・くらし再生事業について 7 閉会 | |
| 配布資料 | ・次第 ・諮問事項資料1、2及び3 ・報告事項資料 ・委員名簿 ・坂戸市都市計画審議会条例及び規則 | |

| | 議 題・発言内容・決定事項 |
|-----|--|
| 事務局 | <p>本日は、お忙しい中、お集まりをいただき、ありがとうございます。</p> <p>本日は、議事録作成のため、音声テキスト化機器を机の上に配置してありますので、ご了承ください。</p> <p>まず、本日の資料を確認させていただきます。本日の資料につきましては、お手元の「配布資料一覧」のとおりでございます。</p> <p>資料に不足がございませんでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>開会に先立ちまして、前年11月12日に前任の委員の任期が満了になりましたことに伴い、新たに委員を委嘱いたします。</p> <p>なお、都市計画審議会委員の任期につきましては、坂戸市都市計画審議会条例第4条の規定により、本日令和4年11月4日から令和6年11月3日の2年間でございます。</p> <p>それでは、委嘱状を交付いたします。</p> <p>市長が自席前まで、委嘱状をお持ちいたしますので、よろしくお願い申し上げます。</p> |
| 事務局 | 森田 修平 様 |
| 市 長 | (委嘱状の交付) |
| 事務局 | 続きまして、桐生 賢太 様 |
| 市 長 | (委嘱状の交付) |
| 事務局 | 続きまして、尾崎 晴男 様 |
| 市 長 | (委嘱状の交付) |
| 事務局 | 続きまして、中川 周三 様 |
| 市 長 | (委嘱状の交付) |
| 事務局 | 続きまして、新井 文雄 様 |
| 市 長 | (委嘱状の交付) |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | 続きますして、加藤 則夫 様 |
| 市 長 | (委嘱状の交付) |
| 事務局 | 続きますして、森田 文明 様 |
| 市 長 | (委嘱状の交付) |
| 事務局 | 続きますして、石井 寛 様 |
| 市 長 | (委嘱状の交付) |
| 事務局 | 続きますして、吉岡 一成 様 |
| 市 長 | (委嘱状の交付) |
| 事務局 | 続きますして、新井 誠 様 なお、本日は代理で 西入間警察署 交通課長 山口 義量 様 が出席されております。 |
| 市 長 | (委嘱状の交付) |
| 事務局 | 続きますして、堀口 郁子 様 |
| 市 長 | (委嘱状の交付) |
| 事務局 | 続きますして、橋本 昌史 様 |
| 市 長 | (委嘱状の交付) |
| 事務局 | 続きますして、小塚 寿代 様 |
| 市 長 | (委嘱状の交付) |
| 事務局 | ありがとうございました。 なお、本日ご都合により欠席されております、 柳下正和様の委嘱状につきましては、後日事務局よりお渡しいた します。 また小澤委員におかれましては、遅れると連絡がありましたので ご承知ください。 |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>それでは、これより坂戸市都市計画審議会を開会いたします。</p> <p>今回は、初めての委員さんもいらっしゃいますので、事務局からご紹介させていただきます。</p> <p>まず、学識経験のあるものとして選出されました1号委員の、森田修平委員、桐生賢太委員、尾崎晴男委員、中川周三委員です。</p> <p>次に、市議会の議員として選出されました2号委員の新井文雄委員、加藤則夫委員、森田文明委員、石井寛委員です。</p> <p>次に関係行政機関の職員として選出されました3号委員の吉岡一成委員、新井誠委員代理西入間警察署交通課長山口義量様です。</p> <p>同じく3号委員の堀口郁子委員です。</p> <p>最後に市の住民として選出されました4号委員の橋本昌史委員、小堺寿代委員です。</p> <p>どうぞよろしく申し上げます。</p> |
| 事務局 | <p>続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。</p> <p>都市整備部長の鷺谷でございます。</p> <p>次に、都市整備部次長兼北坂戸地区まちづくり推進室長の佐藤でございます。</p> <p>次に、都市整備部副参与の細田でございます。</p> <p>次に、都市計画課長の林でございます。</p> <p>次に、道路河川課長の石井でございます。</p> <p>次に、北坂戸地区まちづくり推進室 室長補佐の川島でございます。</p> <p>次に、都市計画課まちづくり政策係の松本でございます。</p> <p>同じく、まちづくり政策係の曾我でございます。</p> <p>私は、本日の進行を務めさせていただきます、都市計画課の立川と申します。</p> <p>よろしくお願いたします。</p> |
| 事務局 | <p>ここで小澤委員がいらっしゃいましたので、小澤委員の委嘱状の交付させていただきますと思います。</p> |
| 市長 | <p>(委嘱状の交付)</p> |
| 事務局 | <p>それでは、改めまして、本日の出席者数をご報告申し上げます。</p> <p>現在の出席者 14名、欠席者 1名でございます。</p> <p>従いまして、条例第7条第2項の規定により、委員の半数以上の出席でありますので、本会議は成立しておりますことをご報告させていただきます。</p> |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | 続きますして、石川市長より挨拶を申し上げます。 |
| 市長 | <p>本日は、委員の皆様におかれましては大変お忙しい中、都市計画審議会にご出席をいただき厚く御礼を申し上げます。</p> <p>本日の諮問事項につきましては、「坂戸都市計画道路の変更」、「坂戸都市計画生産緑地地区の変更」、「特定生産緑地の指定について」の3件であります。</p> <p>また、報告事項として「北坂戸地区まち・くらし再生事業について」を予定しております。</p> <p>本日は、慎重ご審議の上、速やかなるご答申を賜りますようお願いいたします。</p> |
| 事務局 | 次に、次第に基づきまして、議事に入らせていただきますが、会長が決まるまでの間、市長に座長をお願いいたします。 |
| 市長 | <p>会長が決まるまでの間、座長を務めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>次第に基づきまして、協議事項に入らせていただきます。</p> |
| 市長 | <p>はじめに、協議事項（1）の「会長の選挙について」を議題とします。</p> <p>条例第6条第2項の規定により、会長は、同条例第3条第2項第1号に掲げる委員のうちから、選挙によって定めるとありますが、指名推薦でよろしいでしょうか。</p> |
| 委員 | 異議なし |
| 市長 | それでは、どなたか推薦をお願いします。 |
| 委員 | 尾崎委員さんを、推薦させていただきます。 |
| 市長 | 只今、森田委員さんから会長には尾崎委員さんをと発言がありましたが、ご異議はございませんでしょうか。 |
| 委員 | 異議なし |
| 市長 | <p>ご異議がありませんでしたので、会長は尾崎委員さんに決定をいたしました。</p> <p>それでは、会長席でごあいさつをお願いします。</p> |
| 会長 | (会長 議長席へ移動) |

| | |
|-----|--|
| 会 長 | <p>只今会長を拝命することとなりました尾崎でございます。先ほど市長よりお話のありましたとおり、坂戸市のまちづくりのために慎重審議ということで、皆様方のお力をいただきながら進めてまいりたいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> |
| 市 長 | <p>ありがとうございました。 ただいま会長が決定しましたので、この後の議事につきましては、会長にお願いし、座長の職を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p> |
| 会 長 | <p>はい、では、承知いたしました。 では、議事を進めさせていただきます。 協議事項（２）の「席次を定めることについて」を議題とします。 今、名簿順におかけ頂いておりますが、今の座席を席次とすることによろしいでしょうか。ご異議ございませんでしょうか。</p> |
| 委 員 | <p>異議なし</p> |
| 会 長 | <p>ご異議なしと認めます。今座っている席を席次とすることといたします。</p> |
| 会 長 | <p>それでは、協議事項（３）「常務委員会の委員選出について」を議題とします。 事務局より説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>坂戸市都市計画審議会条例第８条第１項の規定により、審議会はその権限に属する事項のうち軽易なものを処理させるため、常務委員会を置くことができますとなっています。 また同条第２項に常務委員会は、会長及び会長の指名する委員４人以内をもって組織するとあります。 坂戸市都市計画審議会運営規則第９条第２項で会長の指名する委員は、学識経験のある者２人以内、市議会の議員２人以内となっています。以上です。</p> |
| 会 長 | <p>ただいまご説明のあったとおり、常務委員会の委員につきましては、会長が指名することとされていますので、学識経験のある者は事務局と相談しながら選出し、市議会の議員については議長に依頼をして委員を推薦いただくことで、いかがでしょうか。</p> |
| 委 員 | <p>異議なし</p> |
| 会 長 | <p>ご異議なしと認めます。よって、後日選定したいと思いますので、よろしくお願います。また、常務委員が決まりましたら、皆様にもお知らせします。</p> |
| 会 長 | <p>そのほかに何かございますか。</p> |

| | |
|-----|--|
| 委員 | なし |
| 会長 | 質疑が無いようでございますので、以上で協議事項を終了します。 |
| 会長 | 次に、指名事項（１）の「会長職務代理者の指名」を行います。 審議会条例第６条第５項の規定により、「会長の指名する委員が、その職務を代理する。」とあります。 会長において、会長職務代理者に学識経験者として選出されております森田修平委員さんを指名します。よろしくお願ひします。 |
| 会長 | それでは、森田修平委員さんからごあいさつをお願いします。 |
| 委員 | 森田と申します。会長代理ということで会長不在の際に代理ということで職務を行わせていただきます。よろしくお願ひいたします。 |
| 会長 | ありがとうございました。続きまして、指名事項（２）の「会議録署名委員の指名」を行います。 坂戸市都市計画審議会運営規則第５条の規定により、「会長及び会長が指名した２人以上の委員が署名しなければならない。」とあります。 会議録署名委員については、席次の若い順からとし、森田修平委員さんと桐生賢太委員さんを指名します。よろしくお願ひします。 |
| 会長 | 次に、本会議の公開又は非公開についてお諮りしたいと存じます。 本会議は、原則として公開することとなっておりますが、本日の会議を公開することにご異議ございませんか。 |
| 委員 | 異議なし |
| 会長 | ご異議なしと認めます。 本日の会議を公開することといたします。 |
| 会長 | 次に傍聴希望者について確認します。本日の会議の傍聴者はいらっしゃいますか。 |
| 事務局 | はい、１名いらっしゃいます。 |
| 会長 | それでは、ただいまから傍聴者を入場させます。 (事務局、傍聴者を席まで誘導) 議事に入ります前に傍聴上の注意を申し上げます。 先ほど受付でお配りいたしました「傍聴要領」をよく読み、遵守 |

| | |
|-----|--|
| | してください。また、「傍聴要領」に反する行為をした場合は、退場していただきますので、よろしく申し上げます。 |
| 会 長 | 続きまして、諮問事項に移ります。初めに、市長から諮問をお受けしたいと存じます。 市長、お願いします。 |
| 市 長 | (会長へ諮問書を手渡す) |
| 会 長 | 諮問書を受理しました。 |
| 会 長 | 石川市長におきましては、他に公務が重なっておりますので、ここで退席されますことをご了承願います。 暫時休憩いたします。 (市長退席) 再開いたします。 |
| 会 長 | それでは、諮問事項(1)「坂戸都市計画道路の変更について」を審議いたします。 内容を事務局より説明願います。 |
| 事務局 | それでは、諮問第1号についてご説明を申し上げます。 関間千代田線につきましては、都市計画道路共栄関間線と県道川越坂戸毛呂山線をつなぐ都市計画道路として、平成8年2月2日に都市計画決定され、これまで事業を進めてまいりました。 今回の坂戸都市計画道路の変更については、その関間千代田線の一部区域の変更及び車線数の決定を行うものです。 一部区域の変更につきましては、本路線と東武東上線との立体交差部において、ポンプ室等の維持管理施設の配置について検討した結果、現在の都市計画決定区域内に設置することが困難であることから、変更を実施するものです。 また、当該路線について、平成8年の都市計画決定の際には、都市計画決定上、車線の数を決めることが求められておりませんでした。その後、平成10年に都市計画法施行令が改正され、車線数を定めるとされたことから、今回の区域変更にあわせて、車線数を「2」と定めようとするものです。 資料の2ページ目をご覧ください。 ページ下段の図をご覧ください。黄色で塗られた箇所が、変更前の関間千代田線の区域になります。詳細設計等の結果、ポンプ室や地下から地上へ上がるための階段等に要する区域の変更が必要となったため、赤色で塗られた箇所を関間千代田線の区域として追加するものであります。 |

| | |
|-----|--|
| | <p>資料戻りまして、資料の1ページ目をご覧ください。経緯についてであります。本年9月7日に埼玉県知事に「坂戸都市計画道路の変更について」協議の申し入れを行い、9月21日に「支障なし」の旨の回答がありました。</p> <p>その後、10月4日から18日まで都市計画法第17条に基づく案の縦覧を行いましたところ、意見書の提出等はありませんでした。</p> <p>説明につきましては、以上でございます。</p> |
| 会 長 | はい、ありがとうございました。ただいまの説明に対して、ご質問がありましたら、お願いいたします。 |
| 委 員 | はい。 アンダーの部分はどこからどこまでが該当するのでしょうか。計画道路上の全部じゃないですね。どこから、どこまでなのか。 |
| 会 長 | では、事務局からお願いします。 |
| 事務局 | <p>はい。お答えします。線路を挟んで千代田側が北側としましたら、関間側が南側になります。筑波大附属坂戸高校の学校敷地の辺りで現在、工事を行っております、切り下がっているところがございますが、その部分が下がるスタートの部分になります。</p> <p>上の図面でいいますと太い部分があると思いますが、太い部分から下がり始めます。そこから下がり始めまして、東武東上線がございまして、こちらを下がりまして共栄関間線と書いている北側辺りから上がってくるようになります。</p> |
| 委 員 | 今回の計画部分は、地上部分と地下部分があるという理解でよろしいでしょうか。 |
| 会 長 | では、事務局回答をお願いいたします。 |
| 事務局 | <p>はい。地上部分と地下部分を含める部分がございます。ポンプ室については地下の部分になります。側道は地上部分になりますが、地上に上っていくための階段については、地上と地下を兼ねている部分となります。</p> <p>また、先ほどの補足になりますが、旧県道川越坂戸毛呂山線部分はアンダーでくぐっているためそこからは入れないということになります。それより北側で下がっていき東武東上線をくぐり関間側に抜けるというものになります。</p> |

| | |
|-----|--|
| 委員 | 覆われている部分と覆われてない部分を説明しないとわかりにくいのではないのでしょうか。 |
| 事務局 | 図面では明確に記載がないですが、北側の筑波大附属坂戸高校辺りから下に下がっていき旧県道川越坂戸毛呂山線、東武東上線をくぐり駅の反対側の関間地区に出ていくものになります。 |
| 委員 | 道路は交差されていないということでしょうか。 |
| 事務局 | 直接交差はしていません。アンダーでくぐっていきますので、地下と地上で交差していくといった状態です。 |
| 会長 | 他に、ご質問はございませんでしょうか。 |
| 委員 | なし。 |
| 会長 | はい、では、質疑がないようでございますので、お諮りします。諮問事項（１）「坂戸都市計画道路の変更について」は原案に賛成することで、ご異議ございませんか。 |
| 委員 | 異議なし |
| 会長 | ご異議なしと認めます。よって、原案に賛成することに決定いたします。 |
| 会長 | 次に、諮問事項（２）「坂戸都市計画生産緑地地区の変更について」を議題といたします。 内容を事務局より説明願います。 |
| 事務局 | それでは、諮問第２号についてご説明を申し上げます。 まず、生産緑地地区については、市街化区域内の農地において、所有者からの指定の申し出を受け、一定の要件を満たしていると認められる場合、都市計画審議会でご意見を伺った上で指定するものです。 指定後 30 年間は生産緑地として営農等の管理をお願いするものであります。 今回の変更は 2 地区になります。2 ページ目をご覧ください。当該生産緑地については、坂戸第 15 号生産緑地地区として指定されております。この地区は、複数の筆で構成されており、複数の土地所有者がいらっしゃいます。 今回、このうちの土地の主たる従事者である所有者 1 名が亡くな |

| | |
|-----|--|
| | <p>られたことにより、この方が所有していた土地について、買取り申し出がなされました。</p> <p>3 ページ目の区域図をご覧ください。この図の中で、黄色く着色された区域が、今回、行為制限の解除により削除しようとする区域でございます。</p> <p>当該地区の現在の面積は約 1.72ha ですが、地区の一部が削除されることにより、変更後の面積は約 1.45ha となります。</p> <p>続きまして、資料の 4 ページ目をご覧ください。</p> <p>当該生産緑地については、入西第 29 号生産緑地地区として指定されております。</p> <p>今回、この生産緑地の主たる従事者である所有者が亡くなられたことにより、この方が所有していた土地について、買取り申し出がなされました。</p> <p>5 ページ目の区域図をご覧ください。この図の中で、黄色く着色された区域が、今回、行為制限の解除により削除しようとする区域でございます。</p> <p>当該地区の現在の面積は約 0.16ha ですが、地区全部が削除されることにより、生産緑地地区が廃止となります。</p> <p>資料戻りまして 1 ページ目をご覧ください。</p> <p>これまでの経緯といたしましては、本年 9 月 15 日に埼玉県知事に「坂戸都市計画生産緑地地区の変更について」協議の申し入れを行い、9 月 27 日に「異存なし」の旨の回答がありました。</p> <p>その後、10 月 4 日より都市計画法第 17 条に基づく案の縦覧を行いましたところ、意見書の提出等はありませんでした。</p> <p>説明につきましては、以上でございます。</p> |
| 会 長 | はい、では、こちらの案件につきまして、質疑を受けたいと思います。いかがでございましょうか。 |
| 委 員 | はい。 |
| 会 長 | はい、どうぞ。 |
| 委 員 | 入西第 29 号生産緑地地区については、所有者の死亡ということで削除ということは理解できましたが、片柳の坂戸第 15 号生産緑地地区について確認させていただきます。変更前が 1.72ha で、図面というところ赤で囲った部分が生産緑地に指定しているということ |

| | |
|-----|--|
| | ですけど、一部だけ相続によって削除ということになるのか。 |
| 会 長 | はい、今のご質問について、事務局より答弁をお願いします。 |
| 事務局 | お答えいたします。こちらの生産緑地につきましては、所有者が複数人いらっしゃる土地をまとめて指定しています。こちらの坂戸15号につきましては、今回お亡くなりになられた方、それ以外の方で15号が指定されておりまして、今回お亡くなりになった方が、お持ちだった生産緑地が黄色いところで、黄色いところがこの地区から外れる。赤い四角は他の所有でありまして一団の面積要件も備わっているため、このまま指定が残るという状態になります。 |
| 委 員 | 複数人の所有とのことですが、残りの所有者は何人くらいいるのですか。 |
| 会 長 | はい、では、事務局からお願いします。 |
| 事務局 | 生産緑地地区の所有者数については、公表しているものではないのでご了承いただければと思います。 |
| 委 員 | はい、了解です。 |
| 会 長 | では他のご質問はいかがでございましょうか。 |
| 委 員 | なし。 |
| 会 長 | 質疑がないようでございますので、お諮りします。 諮問事項（2）「坂戸都市計画生産緑地地区の変更について」は原案に賛成することで、ご異議ございませんか。 |
| 委 員 | 異議なし |
| 会 長 | ご異議なしと認めます。よって、原案に賛成することに決定いたします。 |
| 会 長 | 次に、諮問事項（3）「特定生産緑地の指定について」を議題といたします。 内容を事務局より説明願います。 |
| 事務局 | それでは、諮問第3号についてご説明を申し上げます。 まず、特定生産緑地制度とは、指定から30年間の期限を迎えた生産緑地地区を所有者の申出により、10年延長する制度です。 |

| | |
|-----|---|
| | <p>指定の流れについては、生産緑地地区の指定から30年が経過する申出基準日坂戸市では令和4年12月3日より前に、所有者などの同意を得るとともに、都市計画審議会でご意見をお聞きした上で、特定生産緑地の指定を行います。</p> <p>指定することで、営農の継続義務と税制特例措置が10年間延長されることとなります。</p> <p>特定生産緑地に指定しない場合においては、段階的に税制特例措置がなくなることになりますが、いつでも市に対して買取申出をすることができるようになります。</p> <p>従いまして、買取申出に基づく行為制限の解除がされるまでは、生産緑地地区として活用することが求められることとなっております。</p> <p>前回の審議会では、33地区、約4.81haの特定生産緑地への指定についてご意見をお聴きしました。</p> <p>本日は、申出基準日である令和4年12月3日以降に生産緑地地区を特定生産緑地に指定するにあたり、前回ご意見をお聴きした地区を含む、指定の申出があったすべての生産緑地地区についてご意見をお聴きするものでございます。</p> <p>坂戸市の生産緑地地区は現在97地区、約17.25ha ございますが、そのうちの85地区、約14.51ha について、特定生産緑地の指定を考えております。</p> <p>地区別にみますと、勝呂地区が16地区、約1.80ha、坂戸地区が64地区、約10.97ha、入西地区が4地区、約1.56ha、大家地区が1地区、約0.18ha となっております。</p> <p>緑地の所在については、添付している資料の図面のとおりでございます。</p> <p>説明につきましては、以上でございます。</p> |
| 会 長 | はい、では、こちらの案件につきまして、質疑を受けたいと思います。いかがでございましょうか。 |
| 委 員 | はい |
| 会 長 | どうぞ |
| 委 員 | 30年を経過して今後は10年ということですけど、その10年以降はまた10年毎ということでしょうか。 |

| | |
|-----|---|
| 会 長 | では、事務局からお願いします。 |
| 事務局 | はい、お答えします。国のほうから示されているものによりますと、10年間の延長のその後も10年間毎に延長されると伺っております。 |
| 委 員 | 確認させていただきます。指定された緑地の扱い管理等については、通常農地と同じように農業委員会から指導されるのでしょうか。 |
| 会 長 | では、事務局から回答お願いします。 |
| 事務局 | はい、お答えします。生産緑地地区の農地の確認につきましても農業委員会にご協力いただきまして農地として適正に扱われているか確認しておりますので、同じように確認することになると思います。 |
| 会 長 | 他にご質問はありますか。 |
| 委 員 | よろしいでしょうか。 |
| 会 長 | どうぞ |
| 委 員 | 現状85地区ということですが、現状は農地として、ちゃんと使われているのでしょうか。どのように把握しているのでしょうか。どの程度の情報が入っているのでしょうか。 |
| 会 長 | では、事務局から回答お願いします。 |
| 事務局 | 農業委員さんが農地パトロールというものをやっていると思いますが、そういった情報と連携をとりながら確認をしております。実際に農地として作付けされているのかといった話があったかと思いますが、完全に作付けされていることが条件ということではございませんので、農地として活用できる状態であるかを確認していると伺っております。 |
| 会 長 | いかがでしょうか。よろしいでしょうか。 |
| 委 員 | 了解です。 |
| 会 長 | 他にご質問はいかがでございましょうか。 |

| | |
|-----|--|
| 委員 | なし。 |
| 会長 | 質疑がないようでございますので、お諮りします。 諮問事項（３）「特定生産緑地の指定について」は原案に異議なしとすることで、ご異議ございませんか。 |
| 委員 | 異議なし |
| 会長 | ご異議なしと認めます。よって、原案に意見なしとすることに決定いたします。 |
| 会長 | これで、諮問事項に関する審議が終了しましたので、傍聴人の方はご退席願います。 |
| | （傍聴人退席） |
| 会長 | 以上をもちまして、当審議会に諮問されました議案の審議は終了いたしました。諮問事項（１）、（２）及び（３）は原案のとおりご承認いただきましたので、本日付で、その旨を市長に答申することといたします。 |
| 会長 | 次に、報告事項に入ります。 報告事項（１）「北坂戸地区まち・くらし再生事業について」を事務局より報告願います。 |
| 事務局 | 説明させていただきます。 現在、市では北坂戸地区におきまして、多世代交流拠点の形成などを目指しまち・くらし再生事業の基本計画の策定作業を行っているところでございます。 この基本計画の案につきましては、現在、市民コメントを行っているという状況でございます。 また、現在の規制の枠を超えた規模の事業展開を想定しておりますことから、今後、都市計画の規制緩和等の検討も視野に入れているという状況でございます。したがって、都市計画審議会委員各位にですね、この席をお借りしてご報告をさせていただくというものでございます。少々お時間を頂戴したいと存じます、 まずこの計画案の内容についてご説明いたします。 １ページ目、上から申し上げます。 まず１番でございますが、この計画の拠り所になっているものが |

ですね、平成30年10月に策定をいたしました立地適正化計画でございます。

これは、まちをコンパクトにしてですね、持続可能なまちづくりをしようという計画でございます。

この中においてですね、坂戸市全域において、人口減少、高齢化ということが見込まれておったわけですが、現在、人口減少局面に入ってきたということでございますが、こういったことからまちのにぎわいの低下、活力の低下というものが市内に起こっていると、これらの打開をいたしまして、そのためには都市機能、商業ですとか医療福祉ですとか、そういったものを例えば駅の周辺などに集めてですね、まちが薄まっていった全体が壊れてしまうのではなくて、拠点を維持しながらまちの活力を維持して、持続可能な都市経営をしていきたいという計画となっております、立地適正化計画では、まず北坂戸区について、事業化を目指すということで、位置づけがなされているということで、北坂戸地区に着手をしているという状況でございます。

最初の四角でございますが、まちづくりのコンセプトといたしましては、多世代が暮らし続けられるコンパクトなまちづくり、そして方針1といたしまして、多世代交流拠点の形成ということで、やはり若い方、子育て世代の方に魅力を感じていただけるまちづくりをしたいという目標を掲げています。また、方針2といたしまして、健康ネットワークの形成、方針3といたしまして、居住誘導と地区内交通の円滑化ということで、北坂戸駅から高麗川を結ぶネットワークを形成いたしまして、健康作りに役立てていただく。また、地区内の交通を円滑にさせていただくと、そのような柱となっております。

続きまして、その次の四角1番でございますが、多世代交流拠点の形成を図るための方策といたしまして、公的不動産を活用し、民間活力を導入するということを目標として掲げております。

今回、主に着目しておりますのは、現在、使われておりません北坂戸小学校の活用を一番に考えまして、あわせて、近くでございます溝端公園、これらの公的不動産を活用したいということが着眼点となっております。

また、民間活力の導入ということで、拠点整備事業につきまして

は、民間に借りていただいでですね、施設等を立地していただく。そして、民間が所有する建物について、一部公共施設に必要なものは床をお借りするというようなことで、公的な歳出を抑えながら事業展開をしていきたいという動きをしております。

続きまして2でございます。

今申し上げましたとおり、公的不動産については旧の北坂戸小学校用地と溝端公園、これを活用したいという計画となっております。(2)といたしまして、ただいま申し上げましたとおり、民間の資金を活用してですね、事業展開を図りたいということになっております。なお、この民間活力の導入の下にですね、全ての事業者が、溝端公園の活用を望んでいたという表現がございますけども、令和元年に民間事業者にですね、ヒアリングをいたしまして、この事業に実現性があるかということで、事業者と対話を行っております。複数の事業者が、溝端公園も活用できるのであれば、事業性があるという回答がありましたことから、今この計画作りが進んでいるという状況でございます。

それからその下段ですが、事業者の反応といたしまして、溝端公園が現在、第二種中高層住居専用地域という規制がかかっております。このことによってですね、商業の床面積の規制というのが今かかっている、これであるとなかなかいい事業展開ができないというご意見を賜っているということでございまして、今後、基本計画がですね、まとまりましたら、引き続き、都市計画などの規制緩和についても検討してまいりたいと考えておりますので、今回お知らせをいたしましたところでございます。

それから3ということで、下の段でございますが、今申し上げたことを絵にいたしますと、こういう形でございます、一番右側が北坂戸駅ということになります、そこから西側に溝端公園がございますけども、こちらに多世代が集まれる拠点を作りたいという計画でございます。

そして、今の公園は、法律上なくすことはできません。従いまして、現在、跡地となっております北坂戸小学校の跡地、こちらにですね公園を移転したいこのような事業の骨子となっております。

それでは、次のページに進みます。

2ページ目はですね、現在まで計画の推移でございますが、平成

30年からですね、調査を始めておりまして、令和元年度には先ほど申し上げました民間事業者へのヒアリング、「サウンディング型市場調査」と言っておりますが、このような調査を行いまして、民間事業者の意向確認をしております。

それからその後ですねちょっと時間がかかっておりますが、各関係機関とですね、令和2年、3年とですね、関係機関との協議ですとか市役所内部の調整、こういったものを図ってまいりまして、現在、住民の皆様への市民コメントというところに至っているという状況でございます。

3ページにまいります。

3ページ、4ページはですね、先ほど1ページでご説明したことのまとめになっておりますので、ご確認をいただきたいと思っております。

5ページに進めさせていただきます。

まず拠点作りを目指す溝端公園の用地でございますが、ご覧のようなイメージを持っております。

下の四角で説明いたします。青い四角一つ目の大きな機能が拠点施設ということで括弧して公共施設ということでございます。

拠点の中には、公共施設と民間施設、これを同居させまして、それぞれの集客力がですね、相乗効果で高まるようにということを狙っております。

今考えておりますのが、公民館機能の移転と合わせまして出張所の統合ということを考えております。

また、多世代の方に集まっていだけるように、読み聞かせと書いてありますが、お子さん向けの図書館的な機能ですとか、それから高齢者も含めまして、地域で支え合いをしていくということの拠点施設などを計画いたしております。

右側の四角になります拠点施設、民間施設ということでこちらはご覧のような形で、例えば商業施設、それから子育て支援施設また金融的な施設ですとか、民間側でもですね、公共的な機能も持たせられたらよろしいということで考えています。

なお、民間側につきましてはですね、民間事業者から提案を受けて、その提案の中から、内容を選んでいくという方式をとりたいと考えておりまして、現在のところではどのような機能を誘致するか

というのは、決まってはいないという状況でございます。

続いて左下に参ります。

にぎわい広場ということで、図面でいきますと右上、駅前通りをにぎわいの軸と考えまして、こちらから拠点に人を呼び込めるような、にぎわいの空間、人々が交流できる広場を考えております。

それから図面上だけあるんですが、拠点施設には四つ目として駐車場機能というものがございます。

なお、右下の緑の枠でございますが、これら全体の考え方として、配慮すべき事項ということで記載をしておりますが、持続可能なまちづくりということで多世代交流拠点プラス地元との連携ということを主眼に置いて進めてまいりたいと考えております。また、その下がですね、周辺環境への配慮ということで、都市計画上の手法を使いながらですね、既存の住宅地、あるいは商店街にご迷惑をかけないように考えていきたい。

それから、既存の樹木等は活用しながらですね、環境に配慮してまいりたいといった内容でございます。

それから一番下、こちらは浸水想定区域内にございます。地元の皆さんからは防災機能が非常に心配だという声がたくさん寄せられておりまして、この事業でも、防災機能に配慮して進めてまいりたいという目標を掲げております。

続きまして6ページでございます。

これはあくまでもイメージということでございますがこのような形で、拠点施設の設置が行われるように、募集をしてまいりたいという考えでございます。

続きまして7ページに参ります。

こちらが北坂戸小学校の今の状況です。

廃校にはなりましたが、校舎等は存置されたままになっております。

ここで特にご説明申し上げたいのは、一番下の四角にですね、今の溝端公園は23,600㎡ということでございますが、今の北坂戸小学校の用地は19,500㎡でございます。そうしますとこれだけでは、公園が維持できたとはいえないということで、そのお隣の北坂戸公民館用地で3,200㎡でございます。こちらまで含めて、今、公園にしたいということで計画をしております。

合わせて 22,700 m²ですが、これ関係機関に確認したところですね、これであれば同等であるとみなせるということで今計画を進めているところでございます。

続いて 8 ページに参ります。

北坂戸小学校跡地につきましては、このような形で、公園として、再整備をしたいという考えでございます。

図面の右側でございますが、防災備蓄倉庫を兼ねることの地区集会所ということでございまして、こちら 3 階建ての校舎がございまして、これを再利用いたしまして、地区集会所などに活用したいということでございます。

それから教育センターというものが現在ございます。ただ、法律上は、教育センターは公園内に置けませんことからですね、将来的には移転をするということで計画をいたしております。

当初の段階では、公園の告示の区域からは除いて、運営をしたいという考えでおります。

それから左側、行きますと、歴史民俗資料館と書いてございます。今の北坂戸公民館は拠点施設に移転をしたい計画でございます。その場所にはですね、坂戸市の教育委員会が管理しております歴史民俗資料館、これを移転したいと考えております。

都市公園法上、この資料館であればですね、体験学習施設として公園におけるということで、有効な利用方法ではないかということで検討をしております。

続きまして 9 ページでございます。

後ほど細かく見ていただければと思いますが、これは何を点検したいかといいますと青色の 1 点鎖線がございまして。青色の線ですがこれは立地適正化計画の北坂戸地区の都市機能誘導区域ということで、現在の坂戸市の立地適正化計画の北坂戸地区では、この区域内に都市機能を集約して、まちを元気にしたいという計画になってございまして、ご覧のようなオレンジ色の溝端公園、北坂戸小学校はこの区域で入ってございまして、計画には整合しているという内容をご確認いただくものとなっております。

また、駅の東側の薬師町、芦山町ですが、こちらには何も手当てしないのかという議論がございまして、我々としてはこの居住誘導区域内の拠点づくりでございますから、薬師町、芦山町の駅の東側

の方にも使っていただける拠点ということで、地区全体を支える拠点として考えていると、そういうイメージ図でございます。

続きまして10ページにまいります。

こちらが順調にいった場合の今後のスケジュール表でございます。

公園づくり、それから拠点づくりにおきましては、もし今年度中に案が確定できましたらですね、拠点機能のどういうものを具体的に誘致するかということを決めまして、その後、募集要項等を作りまして、民間事業者さんから募集を募るということをさせていただきたいと思っております。

あわせて規制緩和が必要な場合には早ければ来年度に都市計画の変更などを計画したいと考えております。

それからその下の段、公園整備でございますけれどもこちらに関しましては、建築物の用途が変更になりますのでその辺の手続き、それから旧建物の解体撤去、それから公園の整備ということでご覧のようなスケジュールを考えております。

一番下ですが、ちょっと飛ばしてしまいましたけど、8ページに戻っていただいて、8ページの図面の右上でございますが、現在、北坂戸橋から降りてきた市の道路の交差点に右折帯がございません。朝晩ですね、こちらに右折車両がいますと、北坂戸橋まで渋滞が繋がってしまうという状況がございます。ですので、北坂戸小学校跡地の有効活用ということでこちらに右折帯を設けたいということで計画をいたしております。

これは市議会の一般質問などでもご要望を頂戴しておりまして、地区内交通の円滑化ということで考えてまいりたいと思っております。

10ページに戻ります。

一番下の段がですね、ただいま申し上げました市の道路の拡幅事業ということで、早ければ来年度に測量等に着手してまいりたいという考えでございます。

従いまして順調にいけば、表の右上、赤いところですけども、令和8年度、早ければ令和8年度の拠点の開設、これを目指したいということで今取り組んでいるところでございます。

大変長くなりましたが、基本計画案につきましての説明は以上と

| | |
|-----|---|
| | <p>させていただきます。</p> <p>次にですね、市民コメントの概要について若干申し上げます。</p> <p>ただいまこの計画案について、市民コメントを行っております。これは坂戸市市民参加条例に基づいて実施をいたしております。意見の応募期間は11月1日から30日まで応募方法は市役所で直接または郵送、FAX、もしくは電子メールということでございます。</p> <p>また、この案の縦覧、閲覧場所、応募用紙の設置場所は、市役所、出張所、公民館、地域交流センターおよび中央図書館となっております。</p> <p>詳しくは広報さかど11月号および市のホームページに掲載をいたしております。</p> <p>最後になりますが、委員の皆様をお願いということでございますが、今後この計画が固まりましたら、都市計画などの規制緩和について検討を行う予定としております。</p> <p>都市計画の変更については未定ですけれども、変更を伴う場合には、審議会に諮問をさせていただくことも考えられます。その際にはご審議にご協力を賜りたいということでお願いを申し上げます。</p> <p>大変長くなりましたが、以上が北坂戸地区まち・くらし再生事業計画案でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> |
| 会 長 | <p>ただいまの報告に対して、ご質問がありましたらお願いします。</p> |
| 委 員 | <p>拠点施設の敷地面積が書いてあるのでだいたい分かるかもしれませんが、平米数的にはどのくらいで、高さ的にはどのくらいのを想定しているのでしょうか。</p> |
| 会 長 | <p>事務局お願いします</p> |
| 事務局 | <p>お答えいたします。これはですね、具体的にはまだ申し上げる段階にありませんが、建ぺい率といたしましては60%ということでございます。</p> <p>それから、民間事業者にはヒアリングいたしますと、商業施設には相当程度の駐車場が必要になると聞いておまして、ご覧の絵のとおりですね半分程度は駐車場になろうかというふうに考えております。ということでご理解いただければと思います。</p> <p>それから建物の構造につきましては、やはり民間事業者側は採算</p> |

| | |
|-----|--|
| | を考慮しておりますので、なるべく簡素な作りにしたいということになりそうですので、想定といたしましてはやはり2階建て程度になるかどうかというふうに考えております。 |
| 委員 | 屋上を駐車場にするっていう手もあると思いますがどうでしょうか。 |
| 事務局 | そのような案を出してきている事業者もいますが、やはり構造的に堅牢になってまいりますと、建設コストがかかるということで、できれば屋上駐車場はしたくないという事業者さんもおいでになりました。 |
| 会長 | 民間施設については、何年かかるかわかりませんが定期借地権で、ここに立地してもらおうとこういうことを考えていて、大規模小売店舗になるのかなと想像いたしますけれども、今のところ、どのくらいの規模かというところまでは未定とのことでした。 他にいかがでしょうか。 |
| 委員 | いいですか。 |
| 会長 | はいどうぞ。 |
| 委員 | 5ページの赤い線で囲まれてる敷地は、市のものでしょうか。 |
| 事務局 | お答えいたします。赤い線は現在の溝端公園の用地であり、底地の所有は坂戸市でございます。 |
| 委員 | 具体的に業者が二の足を踏んでいるというのは、結局、貸地でやるからということですよ。土地を売って、業者が全部やるという方が、業者はやりやすいと思います。このままだとなんとなくちっちゃいものができてみすぼらしくないかと、もうちょっと大々的なものにならないと、まちは栄えないと思います。 むしろ、ここに10階ぐらいの建物を全体に建てて、駐車場ももちろん中に入れて、駅と繋ぐぐらいの感覚で業者を呼ばないと、まちの活性化にならないと思います。 そういう業者は出てこなかったのでしょうか。 |
| 事務局 | お答えいたします。結果から申し上げますと、現在、民間事業者からの事業規模は、今ここにイメージしているような規模でございます。 |

| | |
|-----|--|
| 委員 | <p>それはだから、借りてやるからそうなるのではないのかな、業者的には買って自分の土地だから何でもできるっていうそういう感覚になるのではないのかなっていうふうに思いますがそうでもないのでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>お答えします。</p> <p>当初の段階ではですね、売ることも視野に入れてお話をしておりました。</p> <p>しかしながら、その後、市民の方々から売ることはいかがなものかという声がありまして、市として今は売らないでお貸しする方針に切り替えております。</p> <p>その中で、民間事業者さんに改めてヒアリングを行いましたけれども、ほとんど全ての事業者さんが買うのも借りるのも事業スキームとしては変わらない。採算性としては、変わらないということでお話を伺っております。</p> <p>やはり事業の中身を見ていくとですね、誰かが出資をして、誰かが開発して、やはり事業主体になる方もお借りをするっていう、ことになっているんですね。不動産についてはそのデベロッパーさんなり出資者さんなりが負担をして、結局ここに事業者として入ってくる方も実はお借りをして、進出をしてくるということで皆さん想定されている。</p> <p>ですから事業の事業性っていうのはあまり変わらないっていうことなんですね。お尋ねのように、なぜもっと豪華なものにならないのかっていうことですが、やはりそうやってみると、リース物件ですから、あまり高いもので高い賃料にしちゃうと、役所も借りられない可能性も出てくるし、ましてやテナントさんもかなり選ばれた人じゃないと、借りられなくなっちゃうということらしいんですね。</p> <p>ですから、やっぱり事業性を考慮しても、これぐらいの規模になっちゃうというのが現実ということなんですね。我々、それを改めてくださいっていうことは、申し訳ないですができません。やっぱり民間事業者のお金で事業を成功させたいということですから、民間事業者が、採算が合う範囲でやらざるを得ないというのが我々の考えでございます。</p> <p>質問にはないのですが、市として申し上げたいのはこの拠点作り</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>で、まちの再生を全て負担できるとは到底考えておりません。隣接しておりますURさんですとか、東武ストアの跡地を持っております東武鉄道株式会社さんですとか、こういう方々と一緒にまちづくりを進めたいということでこの2年間協議をしてまいりました。</p> <p>しかしながら、今のところ、市のテンポにはまだ追いつけないということで我々単独で先頭を切っていくこととなりますので、この事業が呼び水となって、次の民間事業が動くようにしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解とお力添えを賜りたいと存じます。</p> |
| 委員 | <p>具体的に今、計画しているような拠点作りでは、税収は本当に微々たるものじゃないんですかね。この土地の税収を上げるための利用を考えてもらわないといけないと思うので、もうちょっと何とかかならないものなのかというのが率直な意見です。</p> <p>だけど、それはもう今の段階では無理だっていうのもわからないわけではないんですけど、ちょっと動かしても大した税収にはならないのかと思います。</p> |
| 事務局 | <p>委員さんのおっしゃるとおりですね、今税収ということがありますが、持続可能なまちづくりには定住、人口が定着していただく、生産年齢人口を増やしたい、そして税収を上げていきたいという想いでおりますので、委員さんおっしゃるとおり、そういう方向に進みますように、引き続きご支援とお力添えをお願いしたい、よろしく申し上げます。</p> |
| 委員 | <p>地域的に住居がメインのところなので、商業地域であればね、もうちょっと高層化とかいろんな店舗できると思いますが、そこがかなりネックでしょうね。確かに委員さんのおっしゃるようなものがあればもっと良くなると思われそうですけどね。</p> |
| 会長 | <p>それについて、何かありましたら事務局お願いいたします。</p> |
| 事務局 | <p>ちょっと補足というかですね、蛇足になってしまうかもしれないんですがこの我々の拠点作りには当初、例えばマンションなんかどうだろうという提案もございました。</p> <p>しかしながら、やっぱりまち全体見回していきますとUR賃貸住宅その周りには、分譲地がありまして、すでにここでも若干の空き家ですとか空室というのが出ておりましてUR自体もせめて1割は減らさなければならぬという計画になっているそうです。</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>ただ具体的な事業にはなっていないとなりますと、やっぱり住宅というのは、今ある既存の住宅地を整理しながら生み出して、さらにそこで余剰になったものを、まちを元気にするために活用するという使い方を目指したいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。委員さんのご意見を参考にさせていただきます。</p> |
| 会 長 | <p>他にいかがでしょうか</p> |
| 委 員 | <p>現在、市民コメントを募集しているということでしたが、市民コメントを募集しているっていうことを市民の方に知らせるツールってというのは、ホームページと広報だけでしょうか。</p> <p>こちら読ませていただいて、先ほど説明があったんですけども、坂戸の施設、市役所とか公民館とかには設置しているけれども、私も北坂戸駅を利用しているんですけども、北坂戸近辺の方がこういった市民コメントを募集しているってことはわかっているのかなというふうに思うんですね。</p> <p>この事業だけじゃないですが、市民コメントを募集する際にホームページに載せればいいたろうとか、ホームページを見に来ない人ってというのは市に興味ないんだらうとか、広報見ないやつが悪いんだらうとか、そういうわけではなくて、そうすると形骸化されているように見えるんですね。</p> <p>事業計画をする上で、我々は市民コメント募集したよ、募集して何も出なかったよっていうことに繋がって、国の政策でもそうだと思うんですけど、市というのはすごく身近なので、一緒に市民の人とまちづくりをできるすごい身近な行政だと思うので、そういったところをちょっと工夫していただけるといいなと思います。</p> <p>たとえば、駅にも市民コメントを今やっていますといったものを設置するとか、近辺のスーパーにも設置するとか、日中に坂戸市にいないような方でも、広報を開かないような若い方でも気づけるような市民コメントの募集の仕方、そういう機会を与えてあげるのが大事なかなと思いますので、ちょっと努力していただけると嬉しいなと思います。</p> |
| 会 長 | <p>非常に大事なことですよね。どうでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>はい。坂戸市も市民参加条例を掲げましてですね、市民参加を一生懸命やっていると言っている割には目につかないということで、</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>しっかり受け止めまして今後に生かしたいと思っておりますけども、今回はですね、実は北坂戸地区というかなりエリアが絞られたものですから、今回はですね、広報と一緒にですね、回覧文書で回していただくという形でやらしていただいております。</p> <p>ただしですね、やっぱり自治会、町内会に入っている方しか回らなかったもので、また今後の反省にしていきたいと思っております。</p> <p>URの北坂戸の賃貸住宅団地には、全ての掲示板にですね、やっていますよといったお知らせ的なものを掲示していただきました。まだ委員さんの目に届かなかったということで、引き続き工夫してまいりたいと思っております。</p> |
| 会 長 | <p>北坂戸の方々が資料を見ようと思ったらどこで見られるかを確認させてください。</p> |
| 事務局 | <p>ただいま申し上げましたとおり、町内会、自治会に入られている方は回覧で概要版を回しておりますので、回ってくる方はご家庭で見られる状況にはなっております。</p> <p>そうでない方は、お近くの出張所、公民館、交流センター、あと中央図書館などに出向いていただいて、閲覧をしていただくという形になっております。インターネットが見られる方はホームページから概要版と全体版が見られるようになっております。</p> |
| 会 長 | <p>電子的にはアクセスできるということですけども、それがちゃんと皆さん伝わるようにということですね。</p> <p>ほかにございますでしょうか。</p> <p>まあ、引き続き皆様方にきちんと伝わるように、せっかく市民コメントをやっているのです、広報に力を入れていただければと思っております。</p> <p>ありがとうございました。</p> |
| 会 長 | <p>以上で報告事項を終了します。</p> <p>それでは以上で、議長の任を解かせていただきます。</p> <p>委員の皆様には、進行にご協力をいただき感謝を申し上げます。</p> <p>ありがとうございました。</p> |
| 事務局 | <p>ありがとうございました。</p> <p>以上で次第にあります議事等について終了となりますが、閉会の前に、事務局から一つ連絡がございますので、お伝えします。</p> |
| 事務局 | <p>最後にひとつ事務局からご連絡を申し上げます。</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>現在、次期坂戸市総合計画の策定が進められておりますが、新たな総合計画の策定を受けまして、今後、次期都市計画マスタープランの策定等を予定しております。</p> <p>都市計画審議会の委員の皆様には、計画の策定段階等におきましてご審議を賜りたいと思います。引き続きご協力いただきたいと思いますので今後ともよろしくお願いいたします。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、以上を持ちまして、坂戸市都市計画審議会を閉会させていただきます。</p> <p>委員の皆様には、大変ありがとうございました。</p> |